

令和 2 年 6 月 26 日現在

機関番号：32623
 研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2017～2019
 課題番号：17K13886
 研究課題名（和文）社会的養護における当事者参画のシステム化：アクションリサーチのための予備的研究

研究課題名（英文）Systematization of Youth Participation in Foster Care: Pilot Study for Action Research

研究代表者
 永野 咲 (Saki, NAGANO)

昭和女子大学・人間社会学部・助教

研究者番号：10788326

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、社会的養護領域における当事者参画が、制度先進国でどのようなシステムで実施されているか、どのようなプログラムがあるか、日本に導入する際の要件について、明らかにするものであった。研究の結果、先進国では、制度策定のプロセスにおける複数の段階で当事者の参画が保障されていることが明らかとなった。その背景には、Youth DevelopmentやYouth-Adult Partnershipといった参画を支えるための理念やプログラムがあった。日本での導入の際には、参画の制度的システム整備、当事者ユースのトレーニングとデベロップメントのプログラム、支援者とそのトレーニングが必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義
 ケアの受け手である当事者の政策への参画は、社会福祉領域においても非常に重要な取り組みである。しかし、虐待等の問題により子どもを公的に保護・養育する社会的養護制度の領域における当事者参画は依然として萌芽期にある。本研究は、社会的養護における当事者参画を促進するための組織化を目的に、制度先進国の制度的・実践的システムの把握を行い、日本における当事者参画の実施要件の解明を目指した。その結果、参画の制度的システム整備、当事者ユースのトレーニングとデベロップメントのプログラム、支援者とそのトレーニングの必要性を明らかにした。これは、今後の日本での「真の当事者参画」の実現に寄与するものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study aims to collect information from advanced countries regarding how participation by youth in/out of foster care has been systematized and how it can influence development in the child welfare system in Japan. The study found that in these advanced countries, youth participation was guaranteed at multiple stages of the process of improving child welfare system. They also have the philosophy and programs of Youth Development and the Youth-Adult Partnership to support their participation. These systems and programs need to be introduced in Japan.

研究分野：社会的養護

キーワード：社会的養護 ケア 当事者参画 ケアリーヴァー ユース参画 政策参画 児童養護施設 里親 フォスターケア

1. 研究開始当初の背景

ケアの受け手である当事者がニーズの所有者として政策の策定や評価に参画することは、社会福祉領域においても、非常に重要な取り組みである。しかし、虐待等の問題により子どもを公的に保護・養育する社会的養護制度の領域においては、当事者の参画は依然として萌芽期にある。2016年時点で、日本国内には約10団体が社会的養護の当事者団体として活動しているとされるが、各団体の活動は個別に行われ、理念や方法などの体系化や理念の整理が進んでいない。また、当事者参画のための制度的システムもほとんど存在しない。

一方、アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリア等、海外の制度先進国では、社会的養護の政策決定過程においても当事者の参画が保障されており、そのための制度や体制も確立されており、日本の当事者参画の現状は国際的な観点からも非常に遅れをとっているといえる。

研究代表者は、2006年から複数の社会的養護当事者団体にかかわり、問題の把握について10年以上の継続したフィールドワークを行ってきた。さらに、2016年度から、日本学術振興会特別研究員として「社会的養護における当事者参画の体系化」（課題番号15J02715）に関する研究を行った。この中では、国内の当事者団体の事業内容・運営方法を調査・整理するとともに、アメリカ合衆国及びカナダでのヒアリング調査を実施し、社会的養護領域における当事者活動の類型化を行った。その結果、日本の社会的養護領域の当事者活動は、北米において主流となっている事業的・組織的なアドボケイトや政策提言を行うもの（組織的政策参画型）が、1団体のみにとどまっていることが明らかとなった（図1）。

こうした現状から、日本における社会的養護領域において、制度や政策策定への当事者「参画」を進めることが社会的な優先課題と考えられる。そのため、本研究では、社会的養護領域における当事者参画を進めるための組織化およびアクションリサーチを行うための要件について、具体的な解明を目指した。

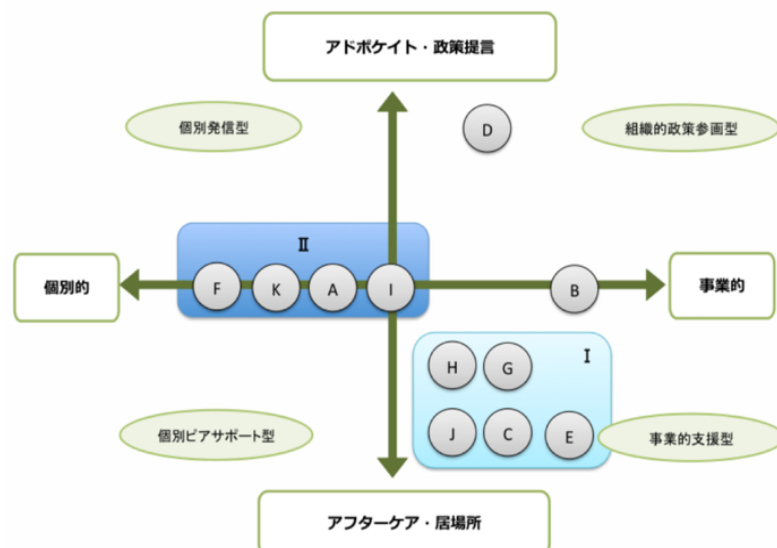


図1 日本の社会的養護領域における当事者活動の類型

2. 研究の目的

社会福祉関連制度への当事者参画は、極めて重要な視点である。しかし、子どもを公的に保護・養育する社会的養護制度の領域においては、当事者の参画は依然として萌芽期にある。現在、日本では約10団体が活動しているとされるが、その体系化は進んでおらず、制度的な体制も確立されていない。特に、制度への参画を行う活動は1団体にとどまっており、国際的な状況から遅れをとっている。

そのため、本研究では、社会的養護領域における当事者参画推進に向けた組織化およびアクションリサーチの要件を整理することを目的とし、以下の3つの研究課題を設定し、明らかにする。

研究課題1：先進国における当事者参画システムを明らかにする（制度的レベル）

第一に、アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリア等、社会的養護領域における当事者参画の先進諸国において実施されている当事者参画のシステムについて、制度的レベルから具体的に整理する。

研究課題2：先進国における当事者参画のためのプログラムを明らかにする（実践レベル）

第二の課題として、先に把握した各国の当事者参画の制度的システムにおいて、実施されているプログラムやトレーニング・ツールの内容を収集し、明らかにする。この中には、①当事者に対するもの、②支援者に対するもの、③制度・機関側に対するものが含まれると想定される。上記の具体的な実践内容が明らかになることで、日本での当事者参画に向けたより具体的な知見

が得られる。

研究課題3：日本国内における当事者参画・組織化に向けた要件を明らかにする

第三に、実際に日本において当事者参画を組織化するにあたって、どのような運営方法が適するか明らかにする。そのために、国内で活動する当事者団体の構成員を招聘し、グループインタビューを行うことで、アクションリサーチに向けた要件を分析し、提示する。

3. 研究の方法

本研究では、以下の方法で研究を行った。

調査A：訪問によるヒアリング調査の実施：当事者参画の制度的システム（およびプログラム）について明らかにするため、以下の団体を訪問し、調査を行った。

- ・2017年8月 アメリカ合衆国 Mockingbird Youth Network および Passion to Action, Washington State Commission on Children in Foster Care
- ・2020年2月 アメリカ合衆国 FosterClub および California Youth Connection
- ・2020年3月 オーストラリア CREATE foundation

調査B：招聘によるヒアリング調査の実施：以下の団体の関係者を招聘し、ヒアリング調査を行った。

- ・2017年12月 アメリカ合衆国 Washington State Commission on Children in Foster Care
- ・2017年12月 カナダ Provincial Advocate for Children and Youth
- ・2019年12月 アメリカ合衆国 FosterClub / National Youth Transition Database
- ・2019年12月 カナダ 元 Provincial Advocate for Children and Youth
- ・2019年12月 オーストラリア CREATE foundation

調査C：フォーカス・グループインタビューの実施：日本国内のアクションリサーチに向けて、当事者の若者に対するフォーカスグループインタビューを実施した。

- ・2018年9月 日本の社会的養護の当事者ユース 22名、米国の当事者ユース 7名

4. 研究成果

1：先進国における当事者参画システム

ヒアリング調査によって、以下のことが明らかとなった。

①政策提言を行う当事者団体

ヒアリング調査によって、米国の当事者団体の活動内容は、政策参画を主とすることが明らかとなった（図2）。これは、図1に示した日本の状況と大きく異なることがわかる。

by Saki Nagano & Timothy Bell & Jeannie Kee

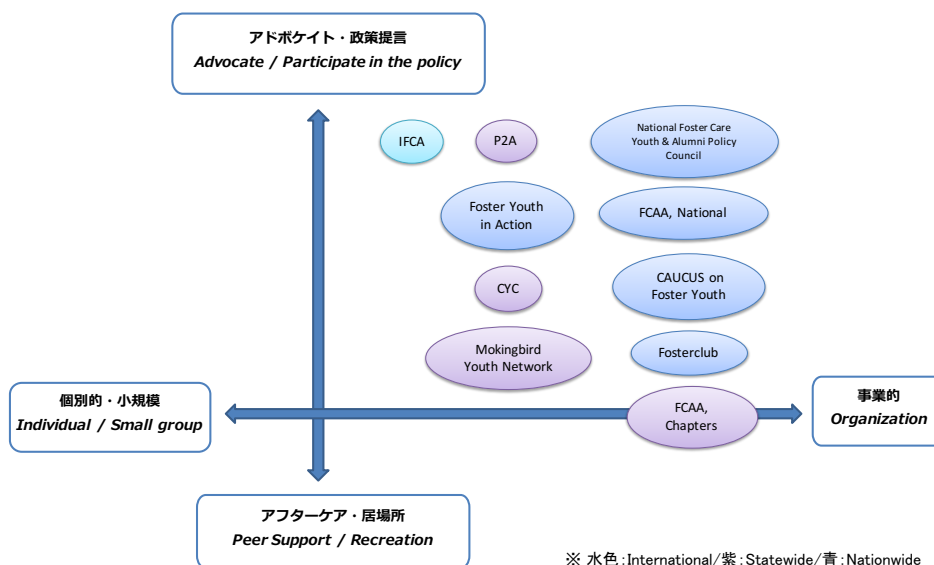


図2 米国の社会的養護領域における当事者活動の類型

②政策策定過程への参画

米国ワシントン州で、2014年に可決された法律（Prudent parent standard）へ、当事者の策定過程への参画をよく表している。この制度は、ケアのもとにいる子どもに対して、ケースワーカーや児童家庭局、裁判所の許可なしに、ノーマル（当たり前）な子ども時代の活動（お泊まり会や課外活動、社会活動など）への参加を許可する権限を実親ではなく、ケア提供者が持つことができるようにする制度である。

聞き取り調査からわかってきた可決までのプロセスを示す（図3）。

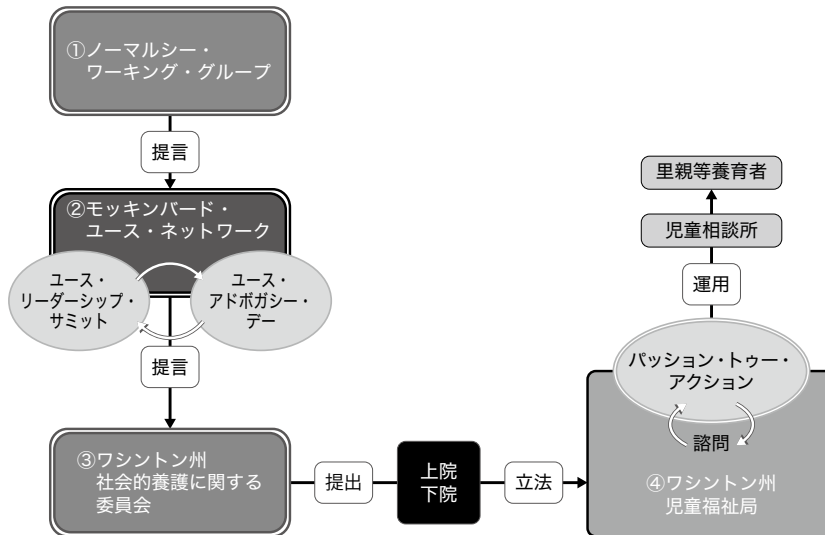


図3 米国の政策策定過程への当事者参画

ワシントン州の社会的養護に関する委員会(Washington State Commission on Children in Foster Care)には、その内部に当事者ユースを含むワーキンググループ(Normalcy Workgroup)が設けられている。

このワーキングの目的は、社会的養護のもとの子どもや若者のニーズをアドボケイトによって特定することであり、2012年に設置された。ワークグループのメンバーには、当事者ユースや里親が含まれ、統括するのも元ユースである。

このワーキングが、ワシントン州の大規模な当事者ユースの団体(Mockingbird Youth Network)に対し、提言案についてアドバイスを行った。それを受けた Mockingbird Youth Network が、政策改善のための提言を発表する。その一つが、ノーマルシー（当たり前の経験・暮らし）を保障するための Prudent parent standard の成立についての要望であった。この Mockingbird Youth Network による一連のアドボカシー・サイクルは、夏に開催される Youth Leadership Summit で解決策を明確にし、冬に開催される Youth Advocacy Day で、変革のためのアドボケイトを行うという年間計画を辿っている。アドボカシー・サイクルの最終段階であり、最大のイベントである Youth Advocacy Day では、アドボカシー・アジェンダを掲げ、政策立案者とその重要性について話し合う。2017年度には、317人の出席者が集まり、50人以上の政策立案者と議論を交わした。

そもそもワシントン州の社会的養護に関する委員会 Washington State Commission on Children in Foster Care (当時)には、15名中2名の当事者が入っている。この委員会が Mockingbird Youth Network による提言を取り入れ、議会に提出、立法され、州の児童福祉局(Washington State's Children's Administration)に送られたのである。

送られた州の児童福祉局内には、当事者ユースによって構成された諮問機関(Passion to Action:P2A)が設置されている。P2Aは、ワシントン州全体を対象としたユース主導の州児童福祉局のための諮問機関である。14歳から24歳までのワシントン州の社会的養護制度のもとにいる若者や措置解除となった若者で構成され、約20名のメンバーで構成される。P2Aのメンバーは、州児童福祉局に対し、ケア提供者についての政策や実践、出版物についてのインプットやフィードバック、提言を行う。また、州児童福祉局は、ケアにいることやケアを離れることの経験について学ぶために、P2Aのメンバーを多くの機関トレーニングやソーシャルワーカー、里親、コミュニティに対するプレゼンテーションで重用している。

Prudent parent standard 新制度も、P2Aの諮問を受け、当事者ユースの立場からの評価が行われた。その上で、運用に向けて児童相談所に通達され、現場でのトレーニングが開始された。

このプロセスから、4つのポイントにおいて当事者ユースの参画が具体的に保障されていることがわかる。制度化のプロセスにおいて、当事者の声を聴くことの重要性が認識され、システムの中で確実に当事者が参画する制度的な仕組みが用意されているのである。この2013年に出された提言は、2014年に可決され、2016年12月には、現場でのトレーニングが開始されている。

真に必要とされる制度が迅速なタイミングで生まれている。

2：先進国における当事者参画のためのプログラム

こうした参画を可能にするのは、当事者自身の意見や声を伝えられるためのトレーニングがあることがわかってきた。

例えば、米国では、連邦レベルで活動する当事者団体などによって、ストラテジック・シェアリング (Strategic Sharing) という安全性確保のためのトレーニングが提案され、広く共有されてきた。このトレーニングの重要な点は、自身の経験を話そう・共有しようとする当事者ユースたちに、自身のストーリーは自分自身のものであると伝えることにある。話したくないことは話さなくて良い、何をどこまで話すかは、自分の安全性と相談しながら決めていくことができる。そして、聞き手のニーズに応じて、自身のエピソードなどを効果的に用いて、相手の変革を促していく。

また、2007年、米国の連邦レベルで活動する当事者団体 Foster Club がパーマネンシー・パクト (Permanency Pact) と呼ばれるツールを作成した。パーマネンシー・パクトとは、社会的養護のもとで育つ若者と自ら選んだ信頼できる大人「サポーターティブ・アダルト」がそれぞれの立場を明確にし、ニーズとサポートの意思を確認するためのツールである。

それまでの養育者に限らないサポーターティブ・アダルトが、業務や職責ではなく、一個人として、ユースが必要とし、かつサポーターティブ・アダルトが「できる範囲」でのかかわりを表明するもので、社会的養護のもとで育った若者に往々にして欠如しがちな、信頼できるひとりのおとなと生涯をつうじた「親族のような」かかわりをもたらす。

調査 C フォーカスグループインタビューでは、日本においてもこうした取り組みの有効性が確認され、日本版の支援項目案を作成した。

こうしたユースの成長 (Youth Development) のためのトレーニング (リーダーシップ・トレーニング) を当事者参画の基盤に置くことで、自身の意見の醸成や安全で効果的な当事者参画を可能としていると考えられる。

さらに、当事者と支援しようとするおとなとの関係性のパワーバランスを意識し、パートナーシップを結んでいく Youth-Adult Partnership のあり方も、当事者の発信をトークニズムに陥らせないようにし、参画を「真の参画」にするために重要な理念である。

3：日本国内における当事者参画・組織化に向けた要件

上記のことから、日本における当事者参画を実現するためには、①参画の制度的システム整備、②当事者ユースのトレーニングとデベロップメントのプログラム、③支援者とそのトレーニングについて検討する必要があると考えられる。

研究を行ったこの数年間に、「当事者の参画」の推進に向けた国の動きもみられるようになってきた。一方で、他国の政策策定過程に見られるような、システムティックな参画は行われていない。「意見を聞いた」「出席させた」というレベルの「参画」ではなく、社会的養護を経験した専門家として対等な立場での「真の参画」を目指す必要がある。

日本においても、Youth Development や Youth-Adult Partnership といった参画を支えるための理念やプログラムを取り入れていく必要がある。こうした理念やプログラムによって、当事者の安全を確保した効果的な当事者参画が実現すると考えられる。

<引用・参考文献>

- ・Foster Care Alumni of America・Casey Family Programs 『Strategic Sharing』
- ・International Foster Care Alliance(2015) 『ストラテジック・シェアリング-Strategic Sharing』.
- ・International Foster Care Alliance(2017) 『Youth Publication Vol.5 特集 社会的養護における当事者参画』.
- ・International Foster Care Alliance(2019a) 『児童福祉施設や里親家庭を巣立つ若者たちの伴走者のためのブックレット サポーターティブ・アダルト』.
- ・International Foster Care Alliance(2019b) 『IFCA ユース・プロジェクト-社会的養護のもとで育った当事者ユースの活動』.
- ・永野咲 (2011)「当事者活動の今を考える」『子どもの虐待とネグレクト』13(3), 363-368
- ・永野咲 (2017)『社会的養護のもとで育つ若者のライフチャンス-選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて-』明石書店.
- ・永野咲 (2019)「日本における当事者参画の現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト』21(1), 8-14.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 永野咲、谷口由希子、長瀬正子、川瀬信一、アーウィン・エルマン、ジニー・キー、武田信子	4. 巻 20巻
2. 論文標題 社会的養護の子どもの参加・参画をめぐって 当事者の声とそれを支える大人たちの役割	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 子どもの虐待とネグレクト	6. 最初と最後の頁 180-188
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 永野咲	4. 巻 21巻1号
2. 論文標題 日本における当事者参画の現状と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 子どもの虐待とネグレクト	6. 最初と最後の頁 8-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 相澤仁、鈴木まや、藤林武史、中村みどり、畑山麗衣、永野咲、野口啓示、澁谷昌史
2. 発表標題 真に、私たちは当事者の声を聴いているのでしょうか？ 当事者の意見表明・参画の保障(公募シンポジウム)
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第24回学術集會おかやま大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 永野 咲、坂本 歩、日本当事者ユース、米国当事者ユース
2. 発表標題 アフターケアに向けた若者と大人の合意形成「パーマネンシー・パクト」の取り組み 当事者ユースを主体とした日本版開発(公募シンポジウム)
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第24回学術集會おかやま大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 永野 咲
2. 発表標題 社会的養護領域における制度策定過程への当事者参画ー北米におけるヒアリング調査から
3. 学会等名 日本社会福祉学会 第66回秋季大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 永野咲
2. 発表標題 社会的養護における当事者参画の具現化を考える(公募シンポジウム)
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第23回学術集会ちば大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 永野咲ほか
2. 発表標題 社会的養護の子どもの参加・参画をめぐって 当事者の声とそれを支える大人たちの役割(大会企画シンポジウム)
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第23回学術集会ちば大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 永野咲
2. 発表標題 特別シンポジウム「JaSPCANは当事者ユースとどのように協働すべきか」(企画・演者)
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会 第25回学術集会ひょうご大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 永野咲
2. 発表標題 公募シンポジウム「当事者ユースが選ぶサポーター・アダルトとパーマネンシー・パクト」(演者)
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会 第25回学術集会ひょうご大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 永野咲
2. 発表標題 公募シンポジウム「社会的養護措置解除後の生活実態をどのように把握するか 調査のあり方と支援の接続を考えるー」(代表・演者)
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会 第25回学術集会ひょうご大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考